

公 告

下記のとおり一般競争入札を実施する。

記

1. 競争入札に付する事項等

- (1) 業務名 (H30)仁井田住宅(二)ほか8住宅消防用設備等点検その他業務
- (2) 業務場所 秋田市大住1-10ほか
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成31年3月25日まで
- (4) 入札事項等説明期限 日 時 : 平成30年8月24日(金)午後5時00分
- (5) 証明書等の受領期限 日 時 : 平成30年8月24日(金)午後5時00分
- (6) 入札執行の日時及び場所 日 時 : 平成30年8月28日(火)午前9時30分
場 所 : 秋田市山王七丁目1-4 秋田第二合同庁舎3階 査定会議室

2. 競争参加に必要な資格

- (1) 平成28・29・30年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、次のとおり格付けされ東北地域の参加資格を有する者であること。
〔業種の区分〕 役務の提供等(建物管理等各種保守管理) 〔等級〕 C又はD
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (5) 各省庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む)であること。
- (6) 次の事項に該当することにより、契約の相手方として不適当と認められる者でないこと。
 - ①当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反すること。
 - ②同担当官が行った入札の落札者となりながら、正当な理由がなく契約を締結しなかったこと。
 - ③同担当官が行った入札に際して不正又は不誠実な行為をしたこと。
 - ④経営の状況又は信用度が極度に悪化し、適正な契約の履行が確保されないと認められること。
- (7) 本件入札に関する説明を受けた者であること。
- (8) 競争入札に参加するために必要な証明書等を受領期限までに提出し、その審査に合格した者であること。

3. 入札事項説明、契約条項等を示す場所及び期間

入札心得書、入札説明書、仕様書、契約書(案)等は、次の場所で閲覧させる。

場 所 : 秋田市山王七丁目1-4 秋田第二合同庁舎3階 秋田財務事務所 管財課

期 限 : 平成30年8月24日(金)まで 9時~12時及び13時~17時(土・日曜日等庁舎閉庁日を除く)

4. 入札方法について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、入札書には消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

5. 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除。

契約保証金 免除。

6. 入札の無効

競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 契約書の作成の要否

契約書の作成を要する。

8. 質疑応答

質問書の提出及び回答方法は、入札説明書による。

以上、公告する。

平成30年8月9日

分任支出負担行為担当官

東北財務局秋田財務事務所長 菊地 渉